

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月15日
【発行者名】	リクソー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪園 敏郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【電話番号】	03-6777-6900
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ミルバーン・コーナーストーン・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ミルバーン・コーナーストーン・ファンド

ただし、愛称として「未来へのいしずえ」という名称を用いることがあります。

（以下、「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型 追加型株式投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ファンドの委託者であるリクソー投信株式会社（以下、「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（なお、前記金額に後記(5)記載の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

自動けいぞく投資契約（委託会社が指定する指定販売会社（受益権の取得の申込の取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して「販売会社」といいます。以下同じ。）によっては名称が異なる場合があります。別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせいたします。委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

また、基準価額（1万口当たり）は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「未来いしずえ」として掲載されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または前記(4)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に、収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成28年6月16日から平成29年6月15日までとします。

なお、申込期間は、申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社で申込みを取り扱います。販売会社の詳細に関しましては、前記(4)の委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、すべての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、取扱店等の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は、販売会社にお支払いください。

（販売会社に関しては、前記(4)の照会先までお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は次のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

取得申込金額には利息はつきません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主としてジャージー籍外国投資法人「リクソーノミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))」(「投資ファンド」)の投資証券へ投資を行うことにより、投資ファンドが運用目標とする「世界の多様な市場の先物取引および上場投資信託証券等への投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指す」という運用成果を獲得することを目的とします。

信託金の限度額

1,000億円とします。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

商品分類表（該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

該当する商品分類の定義について

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (絶対収益追求型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリー ファンド	あり	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()		日本			
不動産投信		北米			
		欧州			
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(先物取引(株式・債 券・商品・通貨等)・上 場投資信託証券)))	年2回	アジア	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし	条件付運用型
	年4回	オセアニア			
	年6回 (隔月)	中南米			
	年12回 (毎月)	アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東 (中東)	エマージング		絶対収益追求型
	その他 ()				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

項目	該当分類	分類の定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(先物 取引(株式・債券・商品・通貨 等)・上場投資信託証券)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数の資産(先物取引(株式・債券・商品・通貨等)・上場投資信託証券)に投資を行う旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(含、日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、複数の資産（先物取引（株式・債券・商品・通貨等）・上場投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、

「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

ファンドの特色

ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

世界の多様な市場の先物取引およびETF^{*1}などへの実質的な投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指します。

ファンドの特色

① 主として実質的に、世界の株式・債券・為替・商品などの先物取引(為替においては先渡取引も活用します。)および世界の株式・債券・REIT^{*2}・MLP^{*3}などを原資産とするETFなどに定量的な分析に基づいて投資を行います。ETFなどにおいては買建ポジション、先物取引などにおいては買建ポジションおよび売建ポジションを構築します。

●当ファンドにおいて、「買い建て」とは先物取引などを買い建てることおよびETFなどを保有すること、また「売り建て」とは先物取引などを売り建てることをいいます。

② 先物取引およびETFなどへの投資は、ミルバーン社が投資助言するリクソー／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))^{*4}への投資を通じて行います。また、リクソー・マネー・マザーファンドIIへの投資を通じて、我が国の短期公社債などに投資を行います。

●投資ファンドの組入比率は高位を目指します。

③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

1 ETFとは、取引所に上場されている投資信託(上場投資信託証券)のことをいいます。

2 REITとは、不動産投資信託証券のことをいいます。投資家から資金を集めてさまざまな不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人が発行する証券の一般総称です。

3 MLPとは、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態の一つです。

4 以下、「投資ファンド」ということがあります。

投資ファンドのポイント

●幅広い投資対象

先物取引およびETFなどを活用し、株式・債券・為替・商品・MLP・REITなど、世界の市場にまたがる幅広い資産を主要投資対象とします。

●買い建てと売り建てを行う運用手法

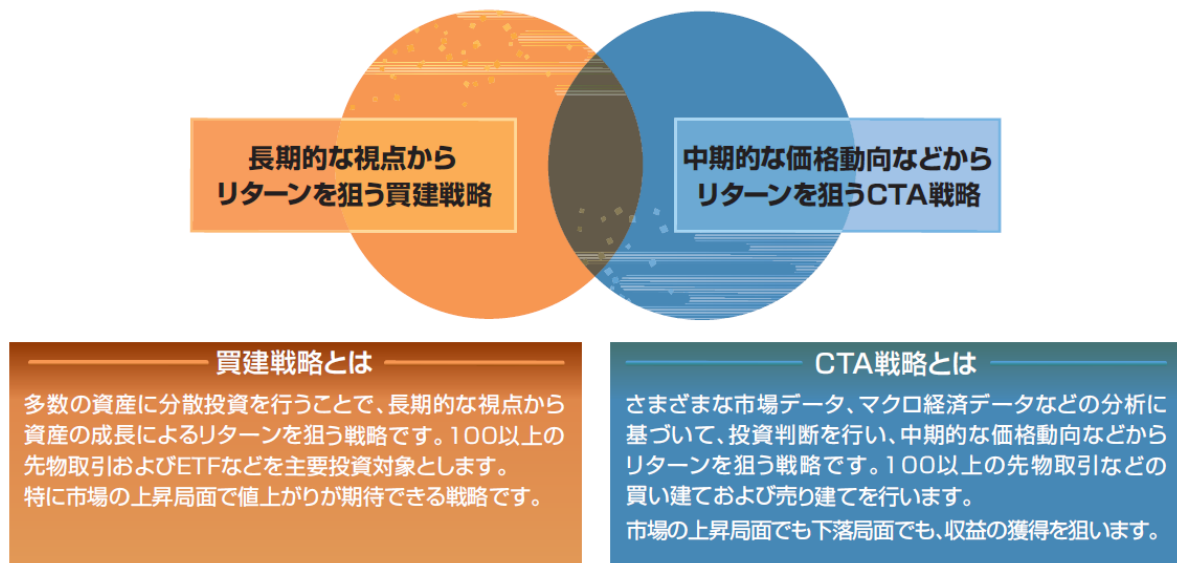
買い建てと売り建ての双方を活用することにより、市場の上昇局面、下落局面の双方をリターンの獲得機会とします。

●ボラティリティを抑制

ポートフォリオの調整によりボラティリティを抑制し、長期投資に適した運用を狙います。

●買建戦略とCTA戦略の活用

値動きのある資産に投資することにより、リターンの獲得を目指しますが、値下がりすることもあります。投資ファンドにおいては、長期的な視点から値上がりを狙う買建戦略と、中期的な価格動向などからリターンを狙うCTA戦略を融合させ、さまざまな環境下においてリターンの獲得を目指します。



●リクソー社による分別管理

投資ファンドはミルバーン社が投資助言を行います。同時にリクソー社のマネージド・アカウントでポートフォリオ管理が行われています。

リクソー社（正式名称：リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス）とは

- ・フランス最大級のユニバーサルバンクであるソシエテジェネラルの100%子会社です。
- ・マネージド・アカウントでは、約80億米ドル(≒8,520億円)^{※1}にのぼる業界トップクラスの資産を受託しています。

※1 2016年4月末現在。1米ドル=106.50円として換算

上記の内容は、ファンドの仕組みの容易な理解のためのものであり、実際の運用とは異なることがあります。市況動向および資金動向などにより、上記のとおり運用が行えない場合があります。

マネージド・アカウントとは

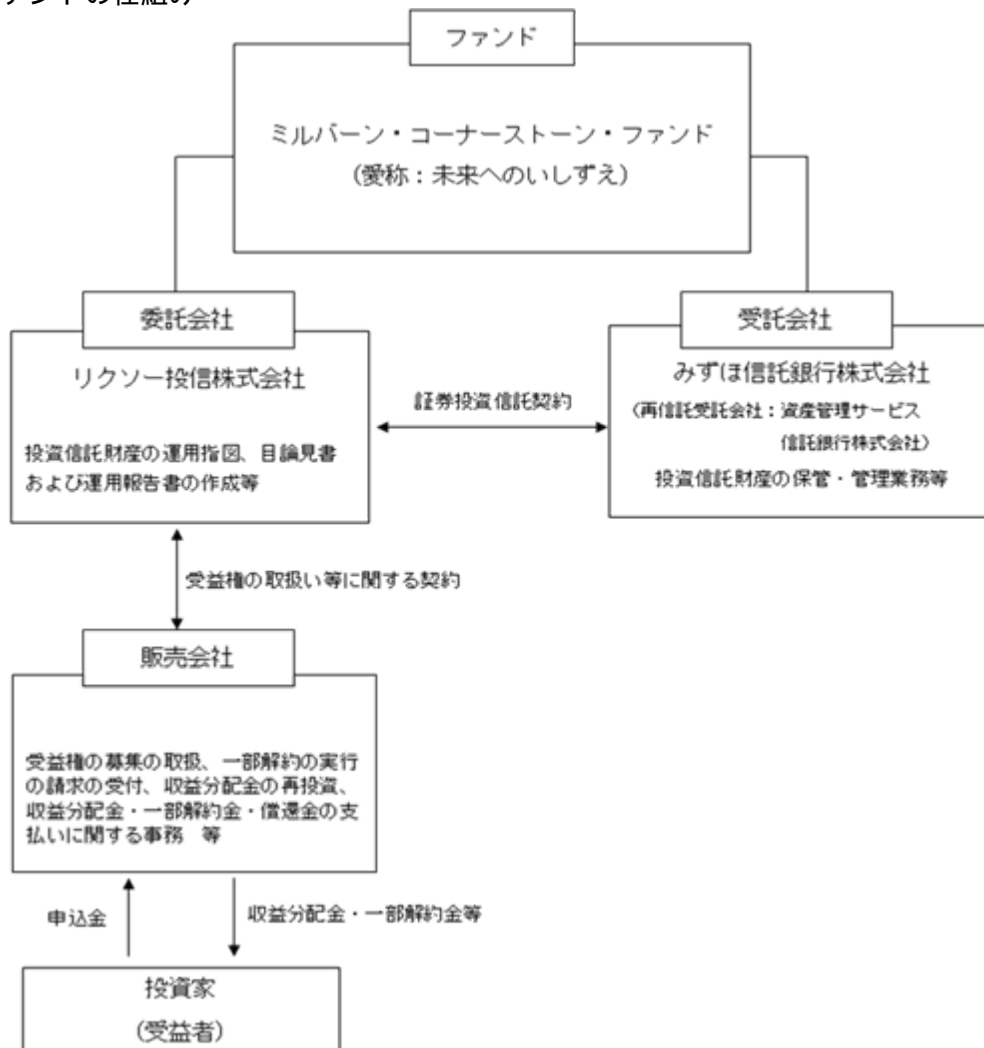
- ・投資ファンドにおいては、投資助言を行うミルバーン社から資産を切り離し、分別管理を行う手法です。
- ・複雑な手法にて運用されるファンドのオペレーションリスク対策として、高い信頼を得ている手法です。

(2) 【ファンドの沿革】

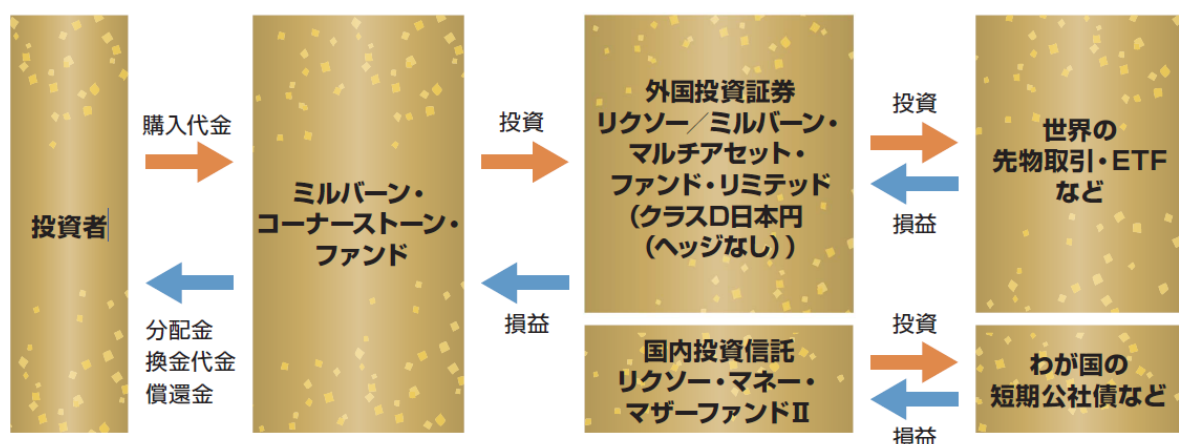
平成27年4月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことをいいます。



上記イメージ図は、ファンドの仕組みの容易な理解のためのものであり、実際の運用とは異なることがあります。市況動向および資金動向などにより、上記のとおり運用が行えない場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割りの概要は以下のとおりです。

1) 委託会社：リクソー投信株式会社

ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部を資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

3) 販売会社：ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

委託会社と関係法人との契約の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成28年4月末現在）：498百万円

2) 会社の沿革

平成19年4月6日	リクソー投信株式会社設立
平成19年7月12日	投資信託委託業の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録

3) 大株主の状況（平成28年4月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率 (%)
ソシエテ ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資対象

ジャージー籍外国投資法人「リクソーノミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし）」）投資証券を主要投資対象とします。

また、リクソー・マネー・マザーファンド（以下、「マネーマザーファンド」ということがあります。）受益証券へも投資を行います。

投資態度

- 投資信託証券への投資比率は、原則として高位を維持し、主として投資ファンドの投資証券へ投資を行います。また、マネーマザーファンド受益証券へも投資を行います。
- 投資ファンドが保有する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります、この場合にはファンドの目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 金銭債権（前記a.および後記c. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- c. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてジャージー籍外国投資法人「リクソーノミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし）」）（「投資ファンド」）の投資証券およびリクソー投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「リクソー・マネー・マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ファンドが主に投資対象とする投資信託証券の概要

● リクソー／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし)) (「投資ファンド」)の概要

名 称	リクソー／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))
ファンドの形態	ジャージー籍／外国投資法人／円建て(ヘッジなし)
運用目的	世界の多様な市場の先物取引および上場投資信託証券等への投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指すことを運用目的とします。
主要投資対象	先物取引(株式、債券、為替、商品等)等 上場投資信託証券(ETF)(株式、債券、REIT、MLP等)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ■幅広い投資対象 先物取引およびETFなどを活用し、株式・債券・為替・商品・MLP・REITなど、世界の市場にまたがる幅広い資産を主要投資対象とします。 ■買い建てと売り建てを行う運用手法 買い建てと売り建ての双方を活用することにより、市場の上昇局面、下落局面の双方をリターンを獲得機会とします。 ■ボラティリティを抑制 ポートフォリオの調整によりボラティリティを抑制し、長期投資に適した運用を狙います。 ■買建戦略とCTA戦略の活用 値動きのある資産に投資することにより、リターンの獲得を目指しますが、値下がりすることもあります。投資ファンドにおいては、長期的な視点から値上がりを狙う買建戦略と、中期的な価格動向などからリターンを狙うCTA戦略を融合させ、さまざまな環境下においてリターンの獲得を目指します。
運用会社	エス・ジー・ハンブロス・ファンド・マネジャーズ(ジャージー)リミテッド
副運用会社	リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス
投資助言会社	ミルバーン・リッジフィールド・コーポレーション・インク

● リクソー・マネー・マザーファンドⅡの概要

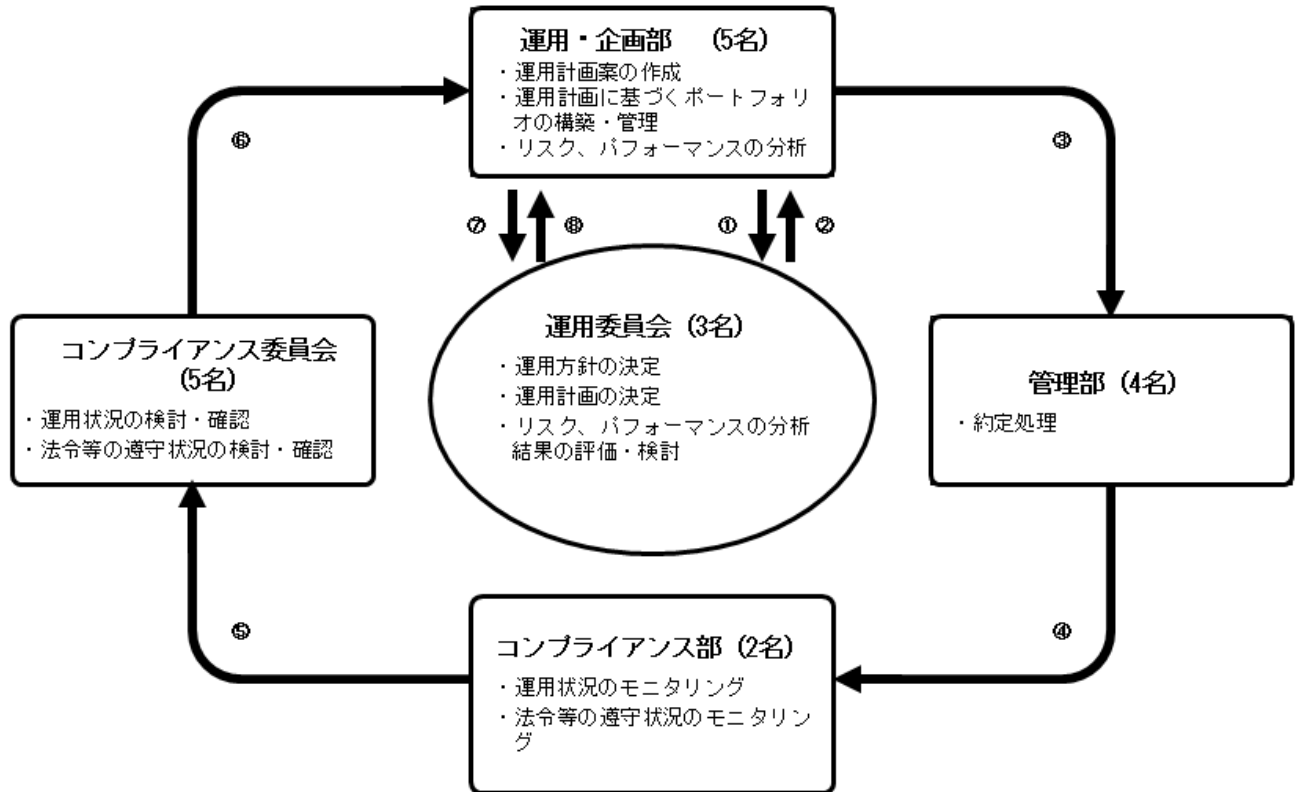
名 称	リクソー・マネー・マザーファンドⅡ
ファンドの形態	国内籍／親投資信託
運用目的	投資信託財産の安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨表示の短期有価証券
運用会社(委託会社)	リクソー投信株式会社

(3) 【運用体制】

運用体制

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



運用計画の作成

運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。

運用計画の決定

運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。

運用の実行、売買の発注・約定

運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。

約定結果は管理部において処理されます。

発注伝票のチェック

処理済の発注伝票はコンプライアンス部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。

モニタリング結果の報告・確認

コンプライアンス部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。

リスク、パフォーマンスの分析

運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。

リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討

運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制等は平成28年4月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(毎年3月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

- 1) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることもできます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に、販売会社を通じてお支払いを開始します。また、自動けいぞく投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

ファンドの投資信託約款で定める主な投資制限

投資信託証券への投資(「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資(「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

株式への投資(「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)への投資(「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

信用リスクの集中回避（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ（投資信託約款第27条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

<基準価額の変動要因>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動等の影響も受けます。

これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

株式、債券、通貨・為替、商品等を原資産とする先物取引等の価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

株式、債券、REIT、MLP等を原資産とするETFの価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、ETFの価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般的に、外貨建資産の表示通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

レバレッジリスク

先物取引等によりレバレッジをかけた取引を行う場合には、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合に、レバレッジがかかっていない場合に比べて損失が拡大し、当ファンドの基準価額に大きな損失を与える場合があります。

カントリーリスク

投資対象や取引対象となる国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制、税制等の影響により、対象資産の価格や表示通貨の価値が大きく変動する場合があります。その結果生じた損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、特に新興国には次のようなリスクが考えられます。

- 政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性
- 他国との外交関係の悪化、クーデター、資産移転に関する規制や外国からの投資規制の導入等の可能性
- 法制度や社会基盤、情報開示制度の未整備または慣習の相違等により、正確な情報の入手が困難となる可能性

信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況、信用状況、外部評価の変化等の影響による当該有価証券の価格の下落や当該有価証券に係る債務不履行は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金利の変化により変動します。一般的に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

流動性リスク

市場環境の急変等により投資対象や取引対象の流動性が低下し、購入や売却に支障が生じる場合があります。その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

投資ファンドの購入や換金の一部または全部が制限・中止・延期された場合等には、当ファンドにおける投資ファンドの購入や換金に支障が生じる場合があります。その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドは、投資ファンドを高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、当ファンドの基準価額は、投資ファンドの価格変動の影響を大きく受けて変動します。

基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

収益分配金に関する留意事項

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

その他

資金動向、市況動向等によっては、当ファンドが目的とする運用が行えない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

<ファンドのリスクの管理体制>

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

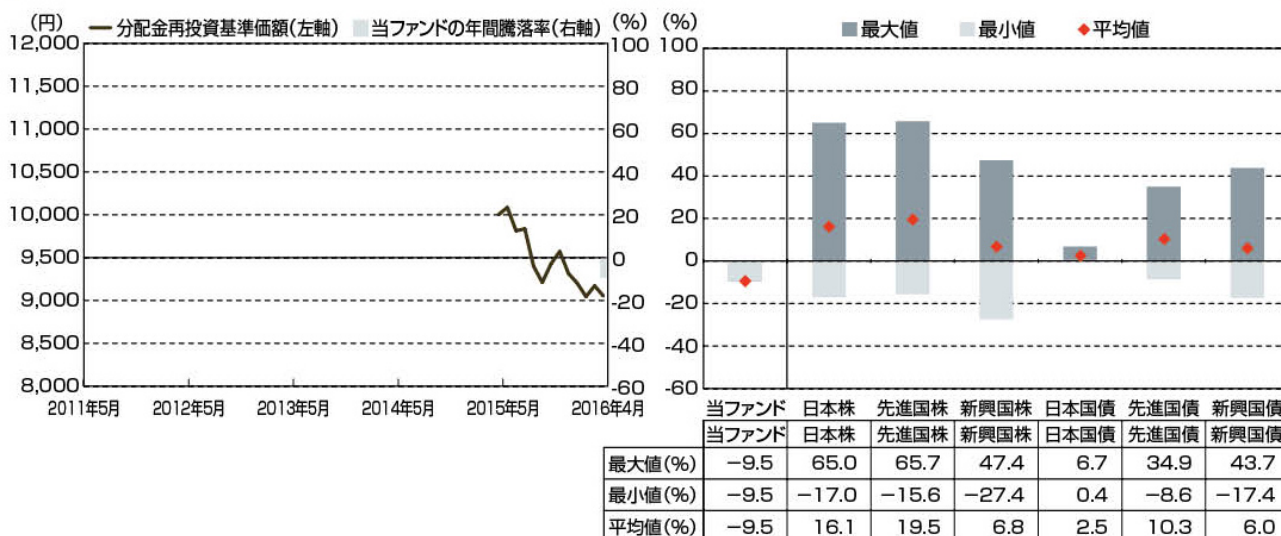
（参考情報）

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（期間：2011年5月末～2016年4月末）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（期間：2011年5月～2016年4月(各資産クラス)）



「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」について

- 「年間騰落率」とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- 「分配金再投資基準価額」については2015年4月から2016年4月までの各月末の数値を、「年間騰落率」については2016年4月末における年間騰落率を表示しています(当ファンドの設定日は2015年4月13日です)。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について

- 当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 他の代表的な資産クラスについては2011年5月から2016年4月までの5年間の各月末における年間騰落率の平均・最大・最小を表示していますが、当ファンドにおいては年間騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株 MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)
 新興国株 MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)
 日本国債 NOMURA-BPI 国債
 先進国債 シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 新興国債 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
 MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

詳しくは販売会社または後記の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額となります。

信託財産留保額とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間の途中で換金する投資者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産中に留保されます。

(3)【信託報酬等】

< ファンドの信託報酬 >

信託報酬の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0584%（税抜年0.98%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.3672% (税抜年0.34%)	年0.6480% (税抜年0.60%)	年0.0432% (税抜年0.04%)	年1.0584% (税抜年0.98%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦収受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 および各種事務手続き等
受託会社	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

<投資対象とする投資信託証券の信託報酬（運用管理報酬）>

投資ファンド：純資産総額に対して年1.62%の率¹を乗じて得た額（消費税等はかかりません。）

マネーマザーファンド：ありません。

実質的な負担

ファンドの純資産総額に年2.6784%程度（税抜 年2.60%程度）の率²を乗じて得た額（概算）

- 1：投資ファンドにおける費用には年間の最低金額が定められている費用が含まれている場合があります。投資ファンドの純資産総額によっては年率換算で当該料率を上回る場合があります。
- 2：ファンドの料率と投資対象とする投資信託証券の料率等を合わせた実質的な運用管理費用（信託報酬）の料率です。この値は目安であり、投資ファンドの実際の組入れ状況により変動します。

(4)【その他の手数料等】

<ファンドに係るその他の手数料等>

信託事務の諸費用等

- 1) 組入る有価証券等の売買に要する費用および外貨建資産に関する保管費用等、資金の借入れを行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 2) 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。
- 3) 前記1)および2)の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - a. 投資信託振替制度に係る費用
 - b. 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含まれます。）および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
 - c. ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
 - d. ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用

なお、前記a. から d. までに掲げる費用を総称して、以下「諸費用」といい、前記1)に掲げる投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等および立替金の利息、前記2)に掲げる投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに諸費用を総称して「諸経費」といいます。
- 4) 委託会社は、前記3) に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費

用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

- 5) 前記4)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- 6) 前記4)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、投資信託財産の計算期間を通じて毎日、費用計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容

組入る有価証券等の売買に要する費用	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料
外貨建資産の保管費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
信託事務の処理に要する費用	事務処理に係る諸経費

有価証券届出書提出日現在、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0108%（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額とします。

有価証券届出書提出日現在、「諸費用」は投資信託財産の純資産総額に年0.108%（税抜 年0.1%）を乗じた得た額を上限とします。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券に係るその他の費用等>

投資ファンドでは、ファンドの組成に要する費用や組入る有価証券等の売買に要する費用、保管費用等がかかる場合があります。また、投資ファンドが投資対象とするETFについては、投資するETFの銘柄や組入比率を固定していないため、その費用を表示することができません。

「その他の手数料等」の中には、運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することができないものがあります。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者および内国法人である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のようになります。ただし、税法が変更・改正された場合には、以下の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になることがあります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

個人の受益者に対する課税

1) 収益分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかの選択をすることもできます。

時期	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

平成50年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）
-------------	-------------------

2) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益（譲渡益））については、譲渡所得として以下の税率で申告分離課税が適用され、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

時期	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）

法人の受益者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については以下の税率で源泉徴収（源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。）が行われます。

時期	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日から	15%（所得税15%）

個別元本方式について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- 3) なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成28年4月末日現在の税法に基づく記載です。税法が改正された場合などには、前記の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成28年4月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

<ミルバーン・コーナーストーン・ファンド>

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ジャージー	11,062,531,426	97.97
親投資信託受益証券	日本	214,259,422	1.90
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		14,738,439	0.13
合計(純資産総額)		11,291,529,287	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ジャージー	投資証券	MILBURN MULTI-ASSET FUND D	1,211,005.0823	9.145	11,074,641,477	9.135	11,062,531,426	97.97
日本	親投資信託 受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	214,237,999	1.0001	214,259,423	1.0001	214,259,422	1.90

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.97
親投資信託受益証券	1.90
合計	99.87

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成28年 3月15日)	12,921,824,384	12,921,824,384	0.9072	0.9072
平成27年4月末日	13,352,493,578		1.0002	
5月末日	14,838,552,410		1.0085	
6月末日	16,314,574,022		0.9812	
7月末日	16,763,756,995		0.9836	
8月末日	16,454,887,287		0.9401	
9月末日	15,998,462,766		0.9210	
10月末日	16,381,426,329		0.9456	
11月末日	16,472,740,798		0.9572	
12月末日	15,264,385,100		0.9314	
平成28年1月末日	14,545,557,839		0.9203	
2月末日	13,108,124,600		0.9045	
3月末日	12,792,377,235		0.9170	
4月末日	11,291,529,287		0.9051	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	平成27年 4月13日 ~ 平成28年 3月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	平成27年 4月13日～平成28年 3月15日	9.28

(注) 計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間末については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間末	平成27年 4月13日～平成28年 3月15日	18,001,613,369	3,757,215,880

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注)設定数量には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考)

リクソー・マナー・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		214,257,202	100.00
合計(純資産総額)		214,257,202	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません。

種類別投資比率
該当事項はありません。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

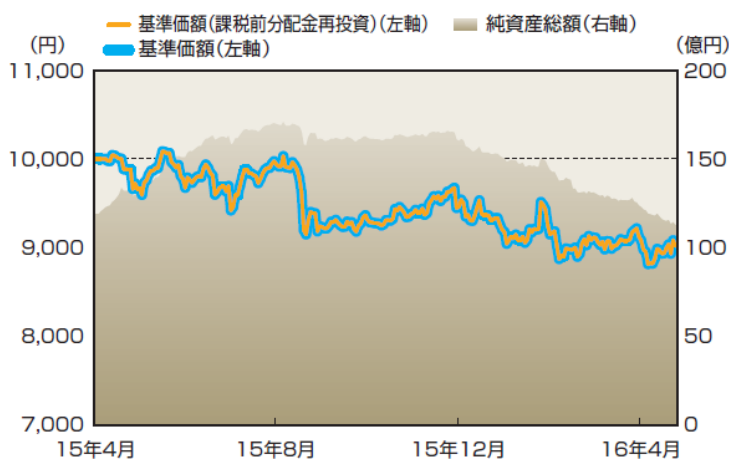
<参考情報>（基準日：2016年4月28日現在）

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

■基準価額・純資産の推移

(期間：2015年4月13日～2016年4月28日)



基準価額は信託報酬控除後です。
基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

■分配の推移

	決算期	分配金
1	2016年3月	0円
2		—円
3		—円
4		—円
5		—円
	設定来累計	0円

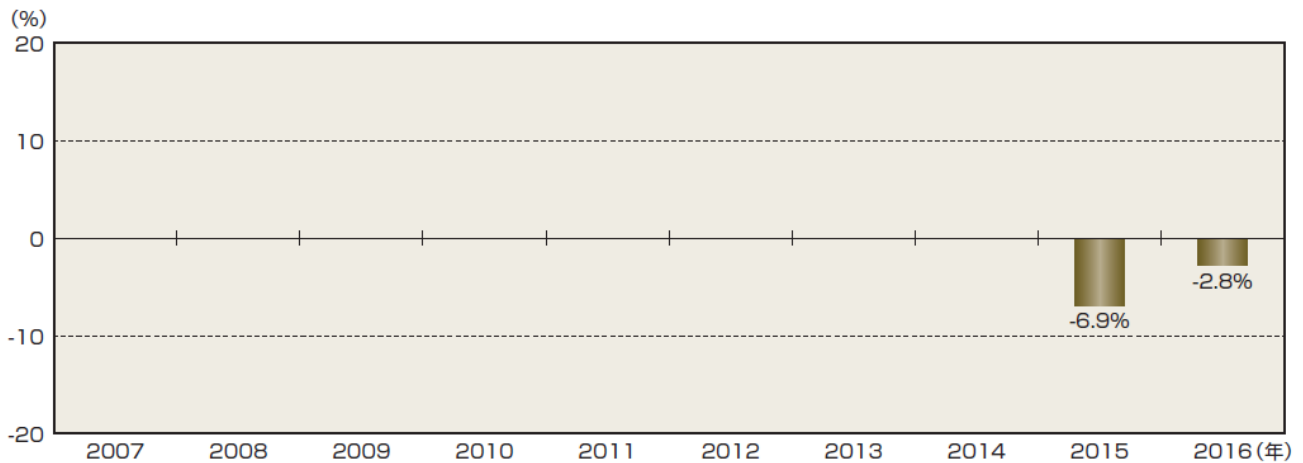
分配金は1万口あたり、税引き前です。

■主要な資産の状況（2016年4月28日現在）

銘柄名	投資比率
リクソー／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))	98.0%
リクソー・マネー・マザーファンドII	1.9%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

■年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2015年は設定日(2015年4月13日)から12月末まで、2016年は4月末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものと計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行ったうえで、取得申込みを行うものとします。

原則として毎ファンド営業日に取得申込みを受付けます。ただし、取得申込日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）しない場合には、当該日での取得申込みの受付けは行いません。また、国内外の祝休日の状況によっては、別途、取得申込みの受付けを行わない日を設ける場合があります。

「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、ジャージー、ロンドン、ニューヨークおよびパリの銀行が営業している日をいいます。日本の営業日は単に「営業日」といいます。以下同じ。

受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌取得申込受付日での取扱いとなります。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(3) 申込手数料

申込価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

(4) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込代金の支払

ファンドの取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに申込代金（申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。））を当該販売会社に支払うものとします。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(7) 取得申込の中止等

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、投資ファンドの運用の中止、投資ファンドの価格の算出・公表等の遅延・停止、投資ファンドの購入や換金の一部または全部の制限・延期・中止、その他やむを得ない事情があるときには、委託者の判断で受益権の取得申込みの受付けを制限・中止する場合があります。また、既に受付けた取得申込みを取消する場合があります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、原則として毎ファンド営業日を一部解約請求受付日として一部解約の実行の請求の申込みを行うことができます。ただし、一部解約請求の申込日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）しない場合には、当該日での一部解約の実行の請求の申込みの受付は行いません。また、国内外の祝休日の状況によっては、別途、一部解約の実行の請求の申込みの受付を行わない日を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌一部解約請求受付日での取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 換金（解約）価額

一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

一部解約金（換金代金）は、販売会社の営業所等において、原則として、一部解約請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより入手可能なほか、委託会社のホームページ上でも確認することができます。

(3) 換金（解約）単位

販売会社が別途個別に定める単位とします。販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金手数料はありません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額となります。

(5) 一部解約の実行の請求の受付を中止する特別な場合

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、投資ファンドの運用の中止、投資ファンドの価格の算出・公表等の遅延・停止、投資ファンドの購入や換金の一部または全部の制限・延期・中止、その他やむを得ない事情があるときには委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を制限・中止する場合があります。また、既に受付けた一部解約の実行の請求を取消しする場合があります。上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当該一部解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

(6) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

《主な投資対象の評価方法》

外国投資証券：原則として、計算時において知りうる直近の日の純資産価格で評価します。

親投資信託：原則として、計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

(受付時間：営業日の9：00～17：00)

また、基準価額（1万口当たり）は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「未来いしずえ」と掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成27年4月13日（信託設定日）より平成37年3月14日までとします。ただし、「（5）その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成27年4月13日から平成28年3月15日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託の終了の日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 投資信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、投資ファンドが運用を中止したり償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記の繰上償還条項にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。
 - イ．委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - ロ．投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合

2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しよ

うとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- 2) 委託会社は、前記1)の事項(前記1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- 6) 前記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.lyxor.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で申込代金支払前のた

め販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者(すます。)に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

(4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第30条により、平成27年4月13日から平成28年3月15日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成27年 4月13日から平成28年 3月15日まで)の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ミルバーン・コーナーストーン・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	第1期 (平成28年3月15日現在) 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		101,712,215
投資証券		12,600,140,284
親投資信託受益証券		294,259,423
未収入金		53,000,000
流動資産合計		13,049,111,922
資産合計		13,049,111,922
負債の部		
流動負債		
未払解約金		58,741,000
未払受託者報酬		2,775,577
未払委託者報酬		65,225,961
その他未払費用		545,000
流動負債合計		127,287,538
負債合計		127,287,538
純資産の部		
元本等		
元本	1,2	14,244,397,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3	1,322,573,105
(分配準備積立金)		-
元本等合計		12,921,824,384
純資産合計		12,921,824,384
負債純資産合計		13,049,111,922

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	第1期
		自 平成27年4月13日 至 平成28年3月15日 金額
営業収益		
受取利息		32,550
有価証券売買等損益		1,365,830,293
営業収益合計		1,365,797,743
営業費用		
受託者報酬		6,072,690
委託者報酬		142,708,032
その他費用		2,427,256
営業費用合計		151,207,978
営業利益又は営業損失()		1,517,005,721
経常利益又は経常損失()		1,517,005,721
当期純利益又は当期純損失()		1,517,005,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		279,327,828
期首剰余金又は期首欠損金()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,461,617
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		21,461,617
剰余金減少額又は欠損金増加額		106,356,829
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		106,356,829
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金()		1,322,573,105

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として円建て外国投資法人の投資証券及び親投資信託受益証券を、売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスクおよび信用リスク等があります。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 (平成28年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成28年3月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,117,409,926
親投資信託受益証券	29,423
合計	1,117,380,503

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（平成28年3月15日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成27年4月13日 至 平成28年3月15日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第1期 (平成28年3月15日現在)
1口当たり純資産額	0.9072円
(1万口当たり純資産額)	(9,072円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資証券	リクソーノミルバーン・マルチアセット・ ファンド・リミテッド(クラスD日本円 (ヘッジなし))	1,377,817.417	12,600,140,284	
投資証券合計		1,377,817.417	12,600,140,284	
親投資信託受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	294,230,000	294,259,423	
親投資信託受益証券合計		294,230,000	294,259,423	
	合計		12,894,399,707	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、ジャージー籍外国投資法人である「リクソー/ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」のクラスD日本円（ヘッジなし）の投資証券及び「リクソー・マネー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの投資証券及び親投資信託受益証券です。

なお、これらの外国投資法人及び親投資信託の状況は以下の通りです。

1. 「リクソー/ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」の状況

「リクソー/ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」はジャージー籍の外国投資証券です。同投資証券は、2015年5月29日に計算期間が終了し、ジャージーにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

以下に掲載する「貸借対照表」、「損益計算書」および「買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の変動計算書」は財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

「リクソーノミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」

貸借対照表
(米ドル)

2015年5月29日

流動資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

有価証券	96,637,363
先物買建てポジション	722,371
先物売建てポジション	410,081
先物為替予約	758,201
現金及び現金等価物	32,243,134
その他未収金	38,591
資産合計	130,809,741

流動負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債：

先物買建てポジション	425,651
先物売建てポジション	33,065
先物為替予約	1,073,438
短期借入金	6,835,789
未払管理報酬及び未払パフォーマンスフィー	199,134
その他未払費用	3,033,920

負債（買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産を除く） 11,600,997

買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産 119,208,744

負債純資産合計 **130,809,741**

一株当たり買戻可能参加優先株の純資産額：

2015年5月29日現在

クラスD日本円 10,077.00円

損益計算書
2015年3月20日～2015年5月29日
(米ドル)

2015年5月29日

総受取配当金	127,079
受取利息	1,980
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債にかかる純利益(純損失)	(1,648,133)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債にかかる未実現利益(損失)の変動	(743,706)
投資収益(損失)合計	(2,262,780)
管理報酬及びパフォーマンスフィー	(199,132)
その他費用	(35,254)
費用合計	(234,386)
税引前利益(損失)	(2,497,166)
税金	(38,124)
運用による買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の増(減)	(2,535,290)

**買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の変動計算書
（米ドル）**

2015年5月29日

期首の買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産	-
株式の発行額	122,704,844
株式の買戻額	(960,810)
運用による買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の増(減)	(2,535,290)
	<hr/>
期末の買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産	119,208,744
	<hr/> <hr/>

2. 「リクソー・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 事項	平成28年 3月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託		294,257,202
流動資産合計		294,257,202
資産合計		294,257,202
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1,2	294,230,000
剰余金		
剰余金又は欠損金()		27,202
元本等合計		294,257,202
純資産合計		294,257,202
負債純資産合計		294,257,202

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成28年3月15日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	174,230,000円
期中追加設定元本額	120,000,000円
期中一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
ミルバーン・コーナーストーン・ファンド	294,230,000円
合計	294,230,000円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	294,230,000口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として短期有価証券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスク等があります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成28年3月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)
(平成28年3月15日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
(平成28年3月15日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
(自 平成27年4月13日 至 平成28年3月15日)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成28年3月15日現在)
1口当たり純資産額	1.0001円
(1万口当たり純資産額)	(10,001円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ミルバーン・コーナーストーン・ファンド

平成28年4月28日現在

資産総額	11,586,469,472 円
負債総額	294,940,185 円
純資産総額(-)	11,291,529,287 円
発行済口数	12,475,883,290 口
1口当たり純資産額(/)	0.9051 円

(参考)

リクソー・マネー・マザーファンド

平成28年4月28日現在

資産総額	214,257,202 円
負債総額	円
純資産総額(-)	214,257,202 円
発行済口数	214,237,999 口
1口当たり純資産額(/)	1.0001 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成28年4月末現在

資本金の額 4億9,800万円

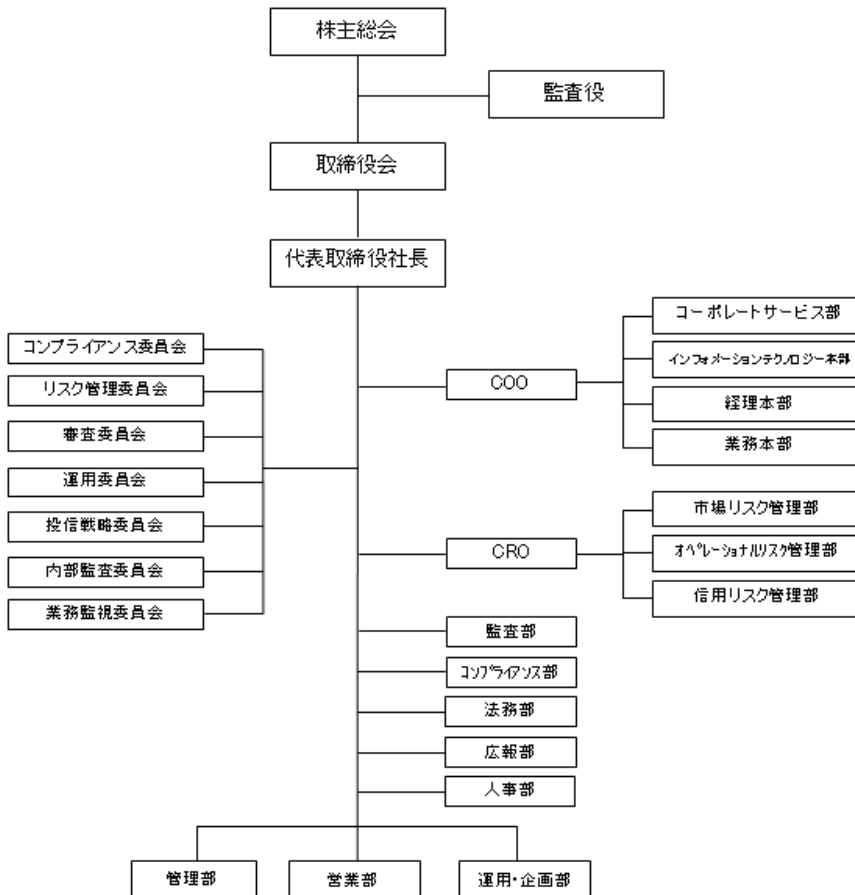
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成28年5月1日現在）

会社の組織図

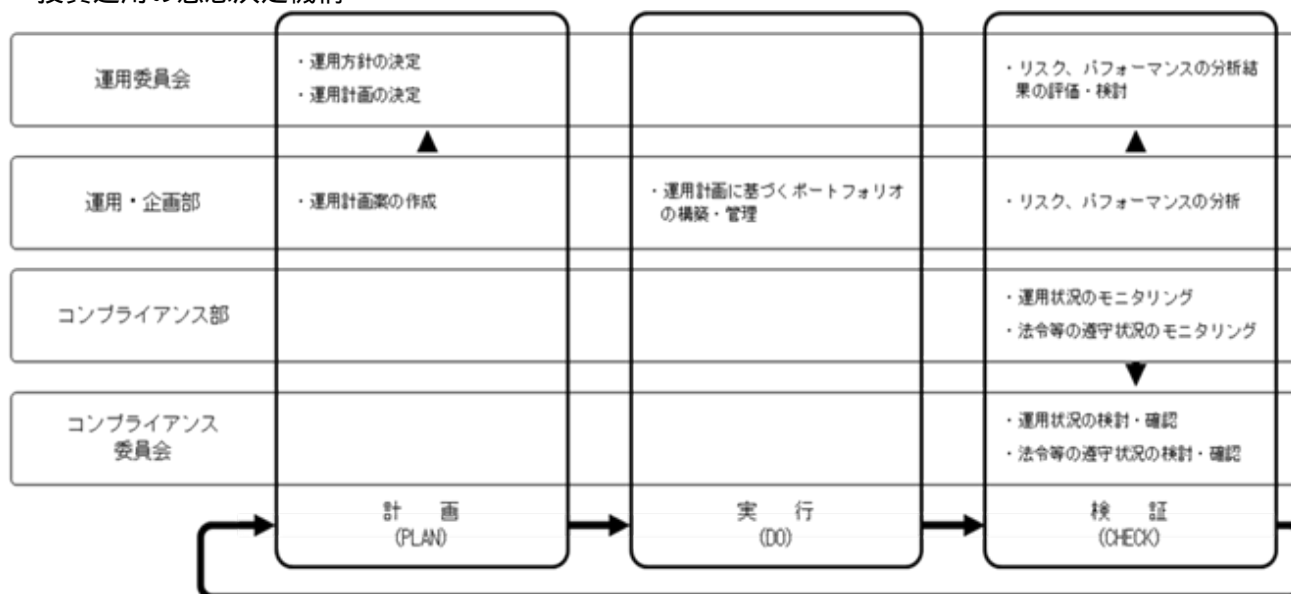


会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

投資運用の意思決定機構



計画（PLAN）： 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。

実行（DO）： 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。

検証（CHECK）： 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成28年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は15本（単位型株式投資信託1本、追加型株式投資信託14本）、純資産総額の合計は、約346,152百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則 第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第8期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けており、第9期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別	第 7 期 (平成26年3月31日現在)			第 8 期 (平成27年3月31日現在)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
現金・預金		366,566			531,117	
前払費用		7,047			7,525	
未収委託者報酬		122,956			126,262	
未収収益		488,463			427,654	
繰延税金資産		18,000			22,068	
1年内回収予定の差入保証金		-			14,784	
その他		1,321			1,799	
流動資産計		1,004,356	98.0		1,131,213	99.9
固定資産						
有形固定資産 1		3,362			1,624	
建物附属設備	1,350			0		
器具備品	2,011			1,624		
無形固定資産 2		0			0	
ソフトウェア	0			0		
投資その他の資産		16,993			-	
長期差入保証金	16,993			-		
固定資産計		20,355	2.0		1,624	0.1
資産合計		1,024,712	100.0		1,132,838	100.0

(単位：千円)

期 別	第 7 期 (平成26年3月31日現在)			第 8 期 (平成27年3月31日現在)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		7,691			5,037	
未払金		190,820			161,595	
未払手数料	84,585			84,235		
その他未払金	106,234			77,359		
未払法人税等		81,522			48,809	
未払消費税等	3	7,114			15,488	
賞与引当金		15,758			17,744	
流動負債計		302,906	29.6		248,675	22.0
固定負債						
役員退職慰労引当金		15,104			17,013	
長期賞与引当金		6,383			1,935	
固定負債計		21,487	2.1		18,948	1.7
負債合計		324,394	31.7		267,624	23.6
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		498,000	48.6		498,000	44.0
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	202,318			367,213		
利益剰余金合計		202,318	19.7		367,213	32.4
株主資本合計		700,318			865,213	
純資産合計		700,318	68.3		865,213	76.4
負債・純資産合計		1,024,712	100.0		1,132,838	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	第 7 期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)			第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)		
	内 訳	金 額	百 分 比	内 訳	金 額	百 分 比
営業収益			%			%
委託者報酬		674,863			748,851	
運用受託報酬		9,026			5,929	
投資助言報酬		357,778			286,493	
その他営業収益		157,960			190,387	
営業収益計		1,199,629	100.0		1,231,662	100.0
営業費用						
支払手数料		453,159			495,166	
広告宣伝費		296			1,671	
委託計算費		35,045			37,771	
営業雑経費		15,429			18,125	
通信費	9,851			8,637		
印刷費	2,699			6,620		
協会費	2,878			2,867		
営業費用計		503,931	42.0		552,735	44.9
一般管理費						
給料		189,608			196,927	
役員報酬	35,277			31,991		
給料・手当	131,037			142,039		
賞与	23,294			22,896		
福利厚生費		25,954			27,748	
交際費		828			2,024	
旅費交通費		9,673			9,036	
租税公課		4,290			3,839	
不動産賃借料		21,307			27,955	
退職給付費用		17,503			15,815	
役員退職慰労引当金繰入額		2,083			1,909	
賞与引当金繰入額		18,159			14,404	
減価償却費	1	788			1,869	
業務委託費		52,004			66,347	
消耗品費		1,327			1,007	
会計監査費		18,947			16,845	
諸経費		18,736			30,898	
一般管理費計		381,216	31.8		416,629	33.8
営業利益		314,481	26.2		262,297	21.3
営業外収益						
受取利息		2			3	
為替差益		280			273	
雑収入		71			971	

	営業外収益計	353	0.0	1,247	0.1
経常利益		314,835	26.2	263,545	21.4
税引前当期純利益		314,835	26.2	263,545	21.4
法人税、住民税及び事業税		128,470	10.7	102,718	8.3
法人税等調整額		2,500	0.2	4,068	0.3
当期純利益		188,864	15.7	164,895	13.4

(3)【株主資本等変動計算書】

第 7 期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	498,000	13,453	511,453	511,453
当期変動額				
当期純利益		188,864	188,864	188,864
当期変動額合計	-	188,864	188,864	188,864
当期末残高	498,000	202,318	700,318	700,318

第 8 期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	498,000	202,318	700,318	700,318
当期変動額				
当期純利益		164,895	164,895	164,895
当期変動額合計	-	164,895	164,895	164,895
当期末残高	498,000	367,213	865,213	865,213

重要な会計方針

項目	第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)				
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>10～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	建物附属設備	10～15年	器具備品	4～15年
建物附属設備	10～15年				
器具備品	4～15年				
2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期会計期間負担額を計上しております。</p>				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。				

注記事項

（貸借対照表関係）

第 7 期 (平成26年3月31日現在)	第 8 期 (平成27年3月31日現在)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">1,999千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,899千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">2,016千円</td> </tr> </table> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>	建物付属設備	1,999千円	器具備品	5,899千円	ソフトウェア	2,016千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">3,349千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">6,418千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">2,016千円</td> </tr> </table> <p>3 消費税等の取扱い 同左</p>	建物付属設備	3,349千円	器具備品	6,418千円	ソフトウェア	2,016千円
建物付属設備	1,999千円												
器具備品	5,899千円												
ソフトウェア	2,016千円												
建物付属設備	3,349千円												
器具備品	6,418千円												
ソフトウェア	2,016千円												

（損益計算書関係）

第 7 期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)								
<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">788千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	788千円	無形固定資産	- 千円	<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,869千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	1,869千円	無形固定資産	- 千円
有形固定資産	788千円								
無形固定資産	- 千円								
有形固定資産	1,869千円								
無形固定資産	- 千円								

（株主資本等変動計算書関係）

第 7 期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

第 8 期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第 7 期 （平成26年3月31日現在）	第 8 期 （平成27年3月31日現在）
1 年内	-	16,634
1 年超	-	62,379
合計	-	79,013

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

第 7 期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	366,566	366,566	-
未収委託者報酬	122,956	122,956	-
未収収益	488,463	488,463	-
未払手数料	84,585	84,585	-
その他未払金	106,234	106,234	-
未払法人税等	81,522	81,522	-

第 8 期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	531,117	531,117	-
未収委託者報酬	126,262	126,262	-
未収収益	427,654	427,654	-
未払手数料	84,235	84,235	-
その他未払金	77,359	77,359	-
未払法人税等	48,809	48,809	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、並びに未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決済日後の償還予定額

第 7 期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	366,566	-
未収委託者報酬	122,956	-
未収収益	488,463	-
合計	977,986	-

第 8 期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	531,117	-
未収委託者報酬	126,262	-
未収収益	427,654	-
合計	1,085,035	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第 7 期 （平成26年3月31日現在）	第 8 期 （平成27年3月31日現在）
1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産 （単位：千円）	繰延税金資産 （単位：千円）
賞与引当金 7,891	賞与引当金 6,491
未払金 7,540	未払金 11,423
資産除去債務 216	資産除去債務 835
役員退職慰労引当金 5,383	減価償却の償却超過 346
未払事業税否認 4,736	役員退職慰労引当金 5,495
繰延資産超過額 71	未払事業税否認 3,596
繰延税金資産小計 25,838	繰延税金資産小計 28,188
評価性引当額 7,838	評価性引当額 6,120
繰延税金資産合計 18,000	繰延税金資産合計 22,068
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳
（%）	（%）
法定実効税率 38.01	法定実効税率 35.64
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.85	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.45
住民税均等割等 0.09	住民税均等割等 0.11
評価性引当金 0.60	評価性引当金 0.41
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.38	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.65
その他 0.92	その他 1.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率 40.01	税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.43
	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正
	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,722千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>

（資産除去債務関係）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を入居開始から29年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

第 7 期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

資産除去債務の総額の期中における重要な増減はありません。

第 8 期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

資産除去債務の総額の期中における重要な増減はありません。

（セグメント情報）

第 7 期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）	第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。	同左

（セグメント関連情報）

第 7 期
（自平成25年4月 1日
至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	フランス（欧州）	合計
15,828	508,937	524,765

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬674,863千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	508,937	資産運用業

（注）なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

第 8 期
（自平成26年4月 1日
至平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス（欧州）	合計
13,252	469,558	482,810

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬748,851千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	469,558	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 7 期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 7 期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 7 期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第 8 期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第 7 期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エス	フランスパリ	161,106千ユーロ	資産運用会社	なし	取締役1名	外国投信付随業務	投資顧問料の受け取り	357,778	未収収益	444,778
								付随業務サービス料の受け取り	151,159	未収収益	41,626
								付随業務サービス料の支払い	34,023	未払金	34,023
親会社の子会社	ソシエテジェネラル証券会社東京支店	東京都港区	290,543千米ドル	証券業	なし	取締役1名	外国投信付随業務及び業務委託	付随業務サービス料の受け取り	6,801	未収収益	1,724
								業務委託費の支払い	53,660	未払金	44,718

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料の受取りについては、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された条件で計算されています。

（注2）付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

（注3）付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

（注4）業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

第 8 期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エス	フランス パリ	161,106 千ユーロ	資産運用 会社	なし	取締役 1名	外国投信 付随業務	投資顧問料の受け取り	286,493	未収収益	366,743
								付随業務サービス料の受け取り	183,065	未収収益	54,182
								付随業務サービス料の支払い	68,246	未払金	16,459
親会社の子会社	ソシエテジェネラル証券会社東京支店	東京都港区	290,543 千米ドル	証券業	なし	取締役 1名	外国投信 付随業務 及び 業務委託	付随業務サービス料の受け取り	7,322	未収収益	6,288
								業務委託費の支払い	66,336	未払金	16,228

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- (注1) 投資顧問料の受取りについては、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された条件で計算されています。
- (注2) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。
- (注3) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注4) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）、ニューヨーク証券取引所（ADR上場）に上場）

（一株当たり情報）

第 7 期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）		第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）																					
一株当たり純資産額	70,313円08銭	一株当たり純資産額	86,868円83銭																				
一株当たり当期純利益	18,962円30銭	一株当たり当期純利益	16,555円75銭																				
<p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注）一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p>		<p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注）一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 7 期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益（千円）</td> <td>188,864</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益 （千円）</td> <td>188,864</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 （千円）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 （株）</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>		第 7 期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）		当期純利益（千円）	188,864	普通株式に係る当期純利益 （千円）	188,864	普通株主に帰属しない金額 （千円）	-	普通株式の期中平均株式数 （株）	9,960	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益（千円）</td> <td>164,895</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益 （千円）</td> <td>164,895</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 （千円）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 （株）</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>		第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）		当期純利益（千円）	164,895	普通株式に係る当期純利益 （千円）	164,895	普通株主に帰属しない金額 （千円）	-	普通株式の期中平均株式数 （株）	9,960
第 7 期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）																							
当期純利益（千円）	188,864																						
普通株式に係る当期純利益 （千円）	188,864																						
普通株主に帰属しない金額 （千円）	-																						
普通株式の期中平均株式数 （株）	9,960																						
第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）																							
当期純利益（千円）	164,895																						
普通株式に係る当期純利益 （千円）	164,895																						
普通株主に帰属しない金額 （千円）	-																						
普通株式の期中平均株式数 （株）	9,960																						

（重要な後発事象）

第 8 期 （自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日）
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 9 期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
現金・預金		620,917	
前払費用		4,179	
未収委託者報酬		153,624	
未収収益		138,544	
繰延税金資産		25,365	
1年内回収予定の差入保証金		14,815	
その他		4,918	
流動資産合計		962,365	99.6
固定資産			
有形固定資産	1	1,484	
器具備品	1,484		
無形固定資産		0	
ソフトウェア	0		
投資その他の資産		1,971	
長期差入保証金	1,971		
固定資産合計		3,455	0.4
資産合計		965,821	100.0

(単位：千円)

第 9 期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%
流動負債			
預り金		990	
未払金		204,751	
未払手数料	81,657		
その他未払金	123,093		

未払法人税等			1,443	
未払消費税等	2		9,624	
賞与引当金			42,056	
流動負債合計			258,865	26.8
固定負債				
役員退職慰労引当金			17,013	
長期賞与引当金			2,203	
固定負債合計			19,217	2.0
負債合計			278,082	28.8
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			498,000	51.6
利益剰余金				
利益準備金		16,400		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		173,338		
利益剰余金合計			189,738	19.6
株主資本合計			687,738	
純資産合計			687,738	71.2
負債・純資産合計			965,821	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 9 期中間会計期間 (自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日)			
科目	内訳	金額	百分比
営業収益			%
委託者報酬		404,882	
運用受託報酬		1,035	
投資助言報酬		11,190	
その他営業収益		80,324	
営業収益合計		497,431	100.0
営業費用			
支払手数料		248,663	
広告宣伝費		889	
委託計算費		18,924	
営業雑経費		8,581	
通信費	6,590		
印刷費	381		
協会費	1,609		
営業費用合計		277,059	55.7
一般管理費			
給料		82,339	
役員報酬	12,500		
給料・手当	69,839		
福利厚生費		11,880	
交際費		620	
旅費交通費		2,181	
租税公課		2,051	
不動産賃借料		9,424	
退職給付費用		4,346	
賞与引当金繰入額		20,946	
減価償却費	1	286	
業務委託費		29,878	
消耗品費		514	
会計監査費		8,747	
諸経費		22,142	
一般管理費合計		195,359	39.3
営業利益		25,012	5.0
営業外収益			
受取利息		2	
為替差益		137	
雑収入		92	
営業外収益合計		231	0.0
営業外費用			
投資助言業務の終了に伴う差額	2	47,429	
営業外費用合計		47,429	9.5
経常損失()		22,184	4.5
税引前中間純損失()		22,184	4.5

法人税、住民税及び事業税		143	
法人税等還付税額		5,555	
法人税等調整額		3,297	
法人税等合計		8,709	1.8
中間純損失()		13,475	2.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 9 期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合 計		
当期首残高	498,000	-	367,213	367,213	865,213	865,213
当中間期変動額						
剰余金の配当		16,400	180,400	164,000	164,000	164,000
中間純損失()			13,475	13,475	13,475	13,475
当中間期変動額合計	-	16,400	193,875	177,475	177,475	177,475
当中間期末残高	498,000	16,400	173,338	189,738	687,738	687,738

重要な会計方針

項目	第 9 期中間会計期間 (自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 10～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、中間期末要支給額を計上しております。 (3) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 9 期中間会計期間末（平成27年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
	器具備品 6,705千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第 9 期中間会計期間 （自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日）	
1	減価償却費は以下の通りであります。
	有形固定資産 286千円
2	リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エスとの 業務契約の終了に伴う差額です。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 9 期中間会計期間 (自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
(単位：株)					
	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960	
2. 配当に関する事項					
(決議)	株式の種 類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月 22日定時株 主総会	普通株式	164	16,465.86	平成27年6月 22日	平成27年6月 30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	第 9 期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)
1年内	16,874
1年超	54,843
合計	71,717

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

第9期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	620,917	620,917	-
未収委託者報酬	153,624	153,624	-
未収収益	138,544	138,544	-
1年内回収予定の差入保証金	14,815	14,815	-
未払手数料	81,657	81,657	-
その他未払金	123,093	123,093	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、1年内回収予定の差入保証金、未払手数料、及びその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(資産除去債務関係)

第9期中間会計期間
(自平成27年4月1日
至平成27年9月30日)

当社は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当中間会計期間において、本社オフィスを移転したことにより、原状回復費用が確定したため、その総額6,931千円を「その他未払金」に計上しております。

(セグメント情報)

第9期中間会計期間
(自平成27年4月1日
至平成27年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略してあります。

(セグメント関連情報)

第9期中間会計期間
(自平成27年4月1日
至平成27年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス（欧州）	合計
1,035	91,514	92,549

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬404,882千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(3) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	91,514	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第9期中間会計期間
(自平成27年4月1日
至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 9 期中間会計期間 (自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 9 期中間会計期間 (自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日)
該当事項はありません。

（一株当たり情報）

第 9 期中間会計期間 （自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日）	
一株当たり純資産額	69,050.03円
一株当たり中間純損失金額（ ）	1,352.94円
なお、潜在株式調整後一株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
注）一株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
第 9 期中間会計期間 （自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日）	
中間純損失（ ）(千円)	13,475
普通株式に係る中間純損失（ ）(千円)	13,475
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,960

（重要な後発事象）

第 9 期中間会計期間 （自平成27年4月 1日 至平成27年9月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円 (平成28年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (平成28年3月末現在)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書は目論見書の別称として、以下を使用する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

(2) 目論見書の表紙等に、以下を記載することがあります。

金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額
などの委託会社に関する情報

委託会社およびファンドのロゴ・マーク、イラスト、図案や写真、ファンドの商品分類など

請求目論見書（金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書）の入手方法、請求目論見書

は投資者の請求により販売会社から交付される旨、および当該請求を行った場合はその旨を投資者自身が記録しておく旨

目論見書の使用開始日

約款が請求目論見書に掲載されている旨

ファンドの財産は、信託法に基づいて受託会社において分別管理されている旨

届出に関する事項

ファンドの略称や愛称等

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

投資信託財産に生じた損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みいただき、投資家ご自身でご判断ください。

(4) 有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたい記載することがあります。

(6) 目論見書の運用実績のデータ（基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移）等は適宜更新されることがあります。

(7) 請求目論見書の巻末に投資信託約款を掲載します。

(8) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(9) 投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

リクソー投信株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業 公認会計士 伊藤 志 保
務執行社員

指定有限責任社員業 公認会計士 鴨 下 裕 嗣
務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

リクソー投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミルバーン・コーナーストーン・ファンドの平成27年4月13日から平成28年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミルバーン・コーナーストーン・ファンドの平成28年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月24日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲	葉	修	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。